



昭和四十年十月二十九日第三回福生町議会定例会を福生町役場議場に招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番 細刈晋一君	二番 岸 茂君	三番 高崎豊吉君
四番 川辺忠蔵君	五番 岩田 博君	六番 石川信義君
七番 杉本皆雄君	八番 上石捨吉君	九番 村野 弘君
十番 加藤清一君	十一番 高橋千春君	十二番 大沼秀伍君
十三番 大久保一郎君	十四番 塩野鉄之助君	十五番 笹本益夫君
十六番 大野行夫君	十七番 斉藤 博君	十八番 堀川 実君
十九番 中村国太君	二十番 田村匡雄君	二十一番 小堺仁七君
二十二番 林 幸男君	二十三番 中西亮蔵君	

欠席議員は次のとおりである。

欠席議員なし

一 欠員は次のとおりである。

二十四番

一 議会議務局の取員は次のとおりである。

議会議務局長 島田 猛君 議事係長 野崎 薫君

一 地方自治法第百三十一條の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 石川 常太郎君 助役 森田 幸造君 収入役 秋山 誠一君

警備長 篠崎 俊夫君 総務課長 大野 忠一君 財政課長 森田 猛君

税務課長 上野 重勝君 住民課長 町田 倍二君 民生課長 生子 国利君

産業課長 占谷 徳男君 土木課長 高水 求君 水道課長 實井 善代次君

都市計課長 橋本 孝蔵君 教育課長 田村 忠雄君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 福生町特別会計条例の一部を改正する条例案「議案第四十八号」

(審査報告)

日程第二 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案「議案第四十九号」

(審査報告)

日程第三 福生町の一般取員の給与に関する条例の一部を改正する条例案「議案第五十号」

(審査報告)

日程第四 福生町取員定数条例の一部を改正する条例案「議案第五十一号」

(審査報告)

日程第五 昭和四十年年度福生町一般会計補正予算(第四号)案「議案第五十二号」

(審査報告)

日程第六 昭和四十年年度福生町公益質屋特別会計予算案「議案第五十三号」

(審査報告)

日程第七 昭和四十年年度福生町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)案「議案第五十六号」

(審査報告)

日程第八 昭和四十年年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別

会計補正予算(第一号)案「議案第五七号」(審査報告)

日程第九 昭和四十年年度福生町と畜場特別会計補正予算(第二号)案

「議案第五八号」(審査報告)

日程第十 昭和三十九年度福生町水道事業会計決算認定について「議案第

六二号」(審査報告)

日程第十一 加美地区の雨水等排水に関する請願書「請願第五号」

(審査報告)

日程第十二 町立小中学校の施設並びに運営に関する陳情書「陳情第五号」

(審査報告)

日程第十三 特定事件の継続調査について

一 本日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時十五分開議

福生町議会

一 議長(中西虎哉君) 皆さんお早うございます。何かとお忙しい中も全員の

ご出席をいただきありがとうございます。たゞいまから昭和四十年第

三回福生町議会定例会第二日目の会議を開きます。出席議員は現在二

十三名でございます。よつて本日の会議は成立いたしました。議事に

入る前に町長からのご挨拶をお願いします。

(町長 石川常太郎君登壇)

一 町長(石川常太郎君) ご挨拶申しあげます。第三回定例会に際しまして

二十一日より各常任委員会ともたゞちにお開きいただきます。慎重

なるご審議をいただき誠にありがとうございます。本日の二日目

の会議にあたり、全員の皆様を承り誠にありがとうございます。

本日もよろしくご審議のほどお願いいたします。

一 議長(中西虎哉君) 本日の議事日程については議会運営委員会において検討さ

れてありますので、委員長から報告願います。

(十九番中村国太君登壇)

十九番(中村国太君)ご指名がありましたので、ご報告申しあげます。第三回定例会第二日目の本会議につきまして、去る二十六日午後三時から、全委員のご出席をいただき検討いたしました結果、各委員会付託にかゝる諸議案につきまして、お手もとにご配布のとりの日程とし、なお、総務委員会より閉会中の継続審査の申出がありましたもので、本件を最後にご審議をいただくことにいたしまして、全日程を終了いたしました。くれぐれお願い申し上げます。なにとぞ議会運営委員会の決定に際しましては、議員各位のご協力をお願いすると同時に、ご報告を終りたいと思っております。

一議 長(中西虎蔵君) 日程第一 福生町特別会計条例の一部を改正する条例案、議案第四八号を議題に供します。本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

七番

(七番杉本皆雄君登壇)

一七番(杉本皆雄君)ご指名をいただきましたので、審査報告を申しあげます。

(議案審査報告書朗読)(別添参照)

本件につきまして、補足説明を申しあげたいと存じます。本件については、今回の定例会才一日目において、理事者から提案理由の説明がございましたとあり、地方財政再建特別措置法の準用に伴いまして、普通会計に公益質屋が含まれないとありますので、本委員会としても、原案どおり可決した次第でございます。以上、補足説明を終ります。

一議 長(中西虎蔵君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかりいたし
ます。議案第四八号は委員長報告とあり決するにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めます。よって議案第四八号は本
員長報告のとおり可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)日程第二議会の議員の報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例案(議案第四九号)を議題に供します。
本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告願います。六番

(六番石川信義君登壇)

一六番(石川信義君)ご指名によりまして審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)(別添参照)

なお、補足説明を申しあげますと本案は議員の期末手当の支給率
を改正しようとするものであります。地賦法適用の当町においては、当
然の事と考えられますので、当委員会といたしましても全員異議な
く原案に賛成いたしました次第でございます。よろしくご審議の上、ご
可決あらん事をお願い申しあげます。次第でございます。

一議長(中西虎蔵君)これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかりいたし
ます。議案第四九号は委員長報告のとおり決するにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めます。よって議案第四九号は本
員長報告のとおり可決いたしました。

一議 長中西虎蔵君 日程第三 福生町の一般取員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 議案第五十号を議題に供します。本件について、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。六番

(六番 石川信義君登壇)

一六 番 石川信義君 指名によりまして、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお、補足説明をいたしますと、本改正条例案は福生町の一般取員の期末手当を国家公務員なみに準じて支給しようとするもので、地税法を受けた町としては、住民の福祉を第一と考えて行政を進めていく事こそ生きた政治であり、この点取員各位にもこの辺の事情を了とされ、暫時の期間、ご辛抱願いたいと存じます。従いまして、当委員会といたしましても、原案賛成と決定した事にご理解を

よせられ、かつは心情を通して地方自治のためにつくされるよう願います。なお、理事者におかれましては、再建適用の終了次第、当町の財政力に相応した率に引き上げられるよう、ご要望申しあげます。又、議員各位におかれましては、取員の取務精励に、今後は是非、ご注目下され、加えて当委員会の原案賛成に対し、ご賢察下され、慎重に審議の上、ご可決あらん事をお願い申しあげまして、当委員会の報告を終ります。

一議 長中西虎蔵君 これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議 長中西虎蔵君 これにて、質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第五〇号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

一議 長(中西虎蔵君) 日程第四 福生町取員定数条例の一部を改正する条例案 議案第五一号を議題に供します。本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

六番

(六番石川信義君登壇)

一六番(石川信義君)ご指名によりまして審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお補足説明いたします。本改正条例案は町職員の設定に關し執行機内内部局の配分について改正しようとするもので、定数の総数については、ご承知のとおり改正前と変りなく二百二十三名であります。議事事務局をはじめとして、教育、農業各委員会その他補助機内において現行町行政執行上現況の体勢、事務分掌の配置に適合するようにするもので、当委員会としても内容を了とし、原案とあり決定した次第で、ございます。なにとぞよろしくご審議の上、ご可決あらん事をお願いする次第でございます。

一議長(中西虎蔵君)これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第五一号は委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)ご異議なしと認めます。よって議案第五一号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)日程第五昭和四十年年度福生町一般会計補正予算第四号(議案第五四号)を議題に供します。本件については、それぞれ担当委員会に審査を付託してありますので、各委員長から順次報告願います。まず、総務委員長から願います。六番

(六番石川信義君登壇)

一六番(石川信義君)ご指名によりまして、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお補足説明を申しあげます。本補正予算案は、当町の財政について過去二回にわたり地財法適用をめぐる審議の結果、再建のためには適用を受ける以外に道なしといたしまして、これが議決されたものでございます。その結果予算として細目にわたつてこゝに提出されたもので、再建団体として考へてみするに歳入をいかに確保するか、緊要性があり計画する事業も遂行するために不可決なものであります。従いまして、今後とも交付税、振興交付金に対する強力な獲得に努力するのは、もちろん税収面、補助金の面その他の面においても十分な確保ができますよう、特段のご努力をお願いするものであります。これなくしては、再建計画が根底から崩れ、事態は樂觀を許しませんので、財源確保には重ねてお願いをいたす次第でございます。歳出面については、人件費関係で減額が目立っておりますが、これは先きほどご議決をいたさました職員、期末手当の

支給率引き下げのためのもので、暫定手当の一部が本俸に繰り入れられた等のものであります。又各種団体等に対する補助金等が削減されておる中で、ございすが、これも自治省の指示事項の一つであり、支出額制限のためであります。開庫き及びますところにより、ある団体においては、所財政の内容を理解され補助金金額軽減までされたものもあるやに聞かされております。この点につきまして、当委員会といたしましても感謝いたしてある次第でございます。なお、今後の補正によりまして、より事業も順調に進展するもようであり、喜ばしい事と存じておりますが、来年度校を予定されております第二中校については、理事者に、おかれましては、特段の意を用いられ、ご配慮方を、この際ご要望いたして置く次第でございます。以上概括的に申し上げましたが、当委員会としては、慎重審議の結果、原案とあり賛成する事に決定した次第でございますので、よろしくご審議の

上、ご可決あらん事をお願ひいたしまして報告を終ります。

〔議長中西虎蔵君〕次ぎに建設委員長から報告願います。二番

（三番岸茂君登壇）

三番（岸茂君）ご指名がありましたので、議案審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

補足説明をいたしますと、本委員会に付託されたものは、土木、都市計画、産業課に関するものであり、人件費については、たゞいま総務委員長からも報告がありましたとおりであります。産業課におきましては、本年国勢調査の年でもあり、新たに九十万円の計上もございしますが、これには、都市補助も五十万円もあり、現在集計中のもようでございます。人口の増加も相見込まれ、今後の地方交付税上にも大いにプラスになるものと期待されております。又農業信用基金負担金四万七千円の計上もありますが、これは、農業近代化資金を借入れるこ

とによる融資機関に対して負担する債務の保証金であり、当町は消費都市の脱皮しつつあり、次第に農地も少なく、本件も了とされるものであります。商工関係については、振興費の面で相当大巾な削減があります。本件も地財法適用により補助金が主で、やむを得ないものと考えております。土木については、補助道五号線工事が都市補助も決定し、着工のはこびとなり、防犯道路所道百十三号線、同二百二十七号線等も国庫補助金の決定、近々着工し得る段階にいたりました事は、町発展のため喜ばしい次第でございます。都市計画については、加美平、並ひに武蔵野台両地区への繰出金二百万円、又懸案の基地外排水等について、本年はいよいよ着工し得るまじしも見え、五千二百五十万円の計上もあり、向題視されて参りました。牛浜地区の排水についても、この内に含まれて工事ができるもようであり、安心した次第でございます。いずれにいたしましても、地財法の適

甲による再建団体とは言え、一般取員には一時に不満をかけるとしても、額も莫大な工事が着々とできます事は町のためには喜ばしく存する次第でございます。なお本委員会といたしましても、この補正予算案を可決すべきものと決定した次第でございます。よろしくご審議の上ご可決あらん事をお願いいたします。

一議長(中西虎蔵君) 次ぎに厚生委員長よりお願いいたします。

七番

(七番杉本皆雄君登壇)

一七番(杉本皆雄君) ご指名をいただきまして、審査報告を申し上げたいと存じます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

以上の件につきまして、補足説明を申しあげたいと存じます。昭和四十年度福生町一般会計補正予算の内、東厚生委員会所管分といたしましては、

福生町議会

厳密に審査をいたしました結果、住民課、民生課、公益質屋、水道関係がいずれも地財法の主旨に基きました適正なもので、ございまして、委員会としては、原案どおり可決した次第でございます。たゞ民生費の歳出面につきましては、相き大きな減額でありますので、各委員から質問がございしましたが、その内容については、老人健康診査委託料あるいは民生関係、補助、福寿会、補助金、伝染病院防音工事負担金、環境衛生関係、薬剤購入代金の減額、西多々衛生組合負担金等も相き減額でございますが、この点については、相き慎重に審議した次第でございますが、各担当課長から詳細な説明がございまして、各委員とも納得し承認したわけでございます。以上補足説明を終ります。この件につきましても、先きほど申し上げましたとおり、地財法の主旨に基いた適切なものと考えましたので、これを可決した次第でございますので、よろしく原案どおりご可決あらん事をお願い